

# 学校いじめ防止基本方針

熊取町立北小学校

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、重大な人権侵害事象である。よって、全教職員が、根絶すべき課題として、未然防止に努めたり、いじめられた児童の立場になって取り組み、速やかに解決したりしなくては、ならない。また、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。

そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「認め合い、助け合い、ともに学び合う 楽しい学校」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 軽い言葉で傷つけられる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ケンカやふざけ合い
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

北小いじめ対策委員会

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主担、各学年主任、養護教諭、  
人権教育推進主担、担任

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

※4 年間計画

本基本方針に沿って、以下および学校要覧記載（道徳・特別活動・学級活動・人権教育・支援教育・福祉教育・推進教育）のとおり実施する。

北小学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
1学期				第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認）
4月	始業式 1年生を迎える会 地区仲良し会 発育測定  学校探検（1，2年）	始業式 1年生を迎える会 地区仲良し会 発育測定  学校探検（1，2年）	始業式 1年生を迎える会 地区仲良し会 発育測定	生徒指導推進委員会 ケース会議（随時） 登校指導（通年）  PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 HR（いじめ学習）
5月	家庭訪問 春の遠足（1，2年） ハッピータイム	家庭訪問 春の遠足（1，2年） ハッピータイム	家庭訪問 春の遠足	生徒指導推進委員会
6月	運動会 Nタイム顔合わせ ハッピータイム 学級学年懇談会 友だちいっぱい大作戦	運動会 Nタイム顔合わせ ハッピータイム 学級学年懇談会 アルカディア訪問	運動会 Nタイム顔合わせ  学級学年懇談会	第1回 いじめアンケート実施 生徒指導推進委員会
7月	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	第2回委員会（進捗確認） 生徒指導推進委員会

<b>2学期</b>				
8月	始業式	始業式	始業式	生徒指導推進委員会
9月	学級学年懇談会 Nタイム ハッピータイム 2年生まつり 土曜参観	学級学年懇談会 Nタイム 2年生まつり だんじり見学 土曜参観	学級学年懇談会 Nタイム 土曜参観	HR (いじめ学習②)
10月	ハッピータイム 秋の遠足 ふれあいの集い	ハッピータイム 秋の遠足 ふれあいの集い	秋の遠足	生徒指導推進委員会 第2回 いじめアンケート実施
11月	Nタイム(ビッグアート) ハッピータイム 地区仲良し会 手話交流(2年) ハッピータイム Nタイム	Nタイム(ビッグアート) 地区仲良し会 郵便局見学 手話交流(1年) Nタイム	Nタイム(ビッグアート) 地区仲良し会 音楽交流会 Nタイム	生徒指導推進委員会
12月	個人懇談会 修了式	個人懇談会 修了式	個人懇談会 修了式	第3回委員会 ・状況報告と取り組みの 検証(上半期まとめ) 生徒指導推進委員会
<b>3学期</b>				
1月	Nタイム お話会	Nタイム クリーンウィーク お話会 赤ちゃん教室 手話学習(友だちになる ために)	Nタイム クリーンウィーク	HR (いじめ学習③) 生徒指導推進委員会
2月	ハッピータイム	ハッピータイム		生徒指導推進委員会
3月	Nタイム お別れ集会 ハッピータイム 交換給食 終業式	Nタイム お別れ集会 ハッピータイム 終業式	Nタイム お別れ集会 終業式	第4回委員会 (年間の取組みの検証) 生徒指導推進委員会

北小学校 いじめ防止年間計画				
	4年	5年	6年	コスモス学級
<b>1学期</b>				
4月	始業式 1年生を迎える会 地区仲良し会 発育測定	始業式 1年生を迎える会 地区仲良し会 発育測定	始業式 1年生を迎える会 地区仲良し会 発育測定	コスモス学級開き 1年生コスモス訪問
5月	家庭訪問 春の遠足（ゴミ処理場）	家庭訪問 春の遠足	家庭訪問 春の遠足	野菜の苗植え 3年コスモス理解教育
6月	運動会 Nタイム 学級学年懇談会 コスモス理解学習	運動会 Nタイム 学級懇談会 非行防止教室	運動会 Nタイム 学級懇談会 非行防止教室	泉支研運動会 コスモスお話キャラバン 5年生との交流会 4,5年コスモス理解教育
7月	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	コスモス体育 2.6年コスモス理解教育
<b>2学期</b>				
8月	始業式	始業式	始業式	教職員研修会
9月	学級学年懇談会 Nタイム コスモス交流会 土曜参観	学級学年懇談会 Nタイム 土曜参観	学級学年懇談会 Nタイム 薬物防止教室 土曜参観	4年生との交流 3年生との交流 コスモス体育 SST
10月	秋の遠足 アルカディア訪問	林間学校	修学旅行 アルカディア訪問	コスモス体育 コスモスお話キャラバン 5年生との交流 1,2年生との交流 コスモスお話キャラバン
11月	Nタイム 地区仲良し会  音楽交流会	Nタイム 地区仲良し会 携帯安全教室  音楽交流会	Nタイム 地区仲良し会 携帯安全教室  音楽交流会 小中交流会	
12月	Nタイム 個人懇談会 終業式	Nタイム 個人懇談会 終業式	Nタイム 個人懇談会 終業式	コスモスお楽しみ会

3学期				
1月	始業式 Nタイム 聴覚障がい学習	始業式 Nタイム クリーンウィーク	始業式 Nタイム クリーンウィーク 小中交流会	コスモス体育
2月	Nタイム 車いす体験	Nタイム	Nタイム	SST コスモスお話キャラバン 6年生との交流会
3月	お別れ集会 修了式	お別れ集会 卒業式 修了式	別れNタイム 人権学習 コスモス学級との交流 お別れ集会 卒業式	コスモスお別れ会 1年間のふりかえり

※ コスモス学級の掃除・・・毎日3学年の児童がコスモス学級の教室掃除を行う。どの児童も6年間で必ずコスモス学級へ足を運ぶ機会を設ける。

※ 6年生が1年生の教室を掃除・・・6年生が1年生に教えている。

※ 異学年交流の機会・・・1, 2年生はハッピータイム。3～6学年の児童には、適宜交流の場を設ける。

例) 九九教室 (2年生と5年生)

お話の森・手話教室・(5年生と3年生、6年生と1, 2年生等)

他には、委員会活動等を利用して行っていく。

※ アルカディア訪問 (2・4・6年生)

#### 5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

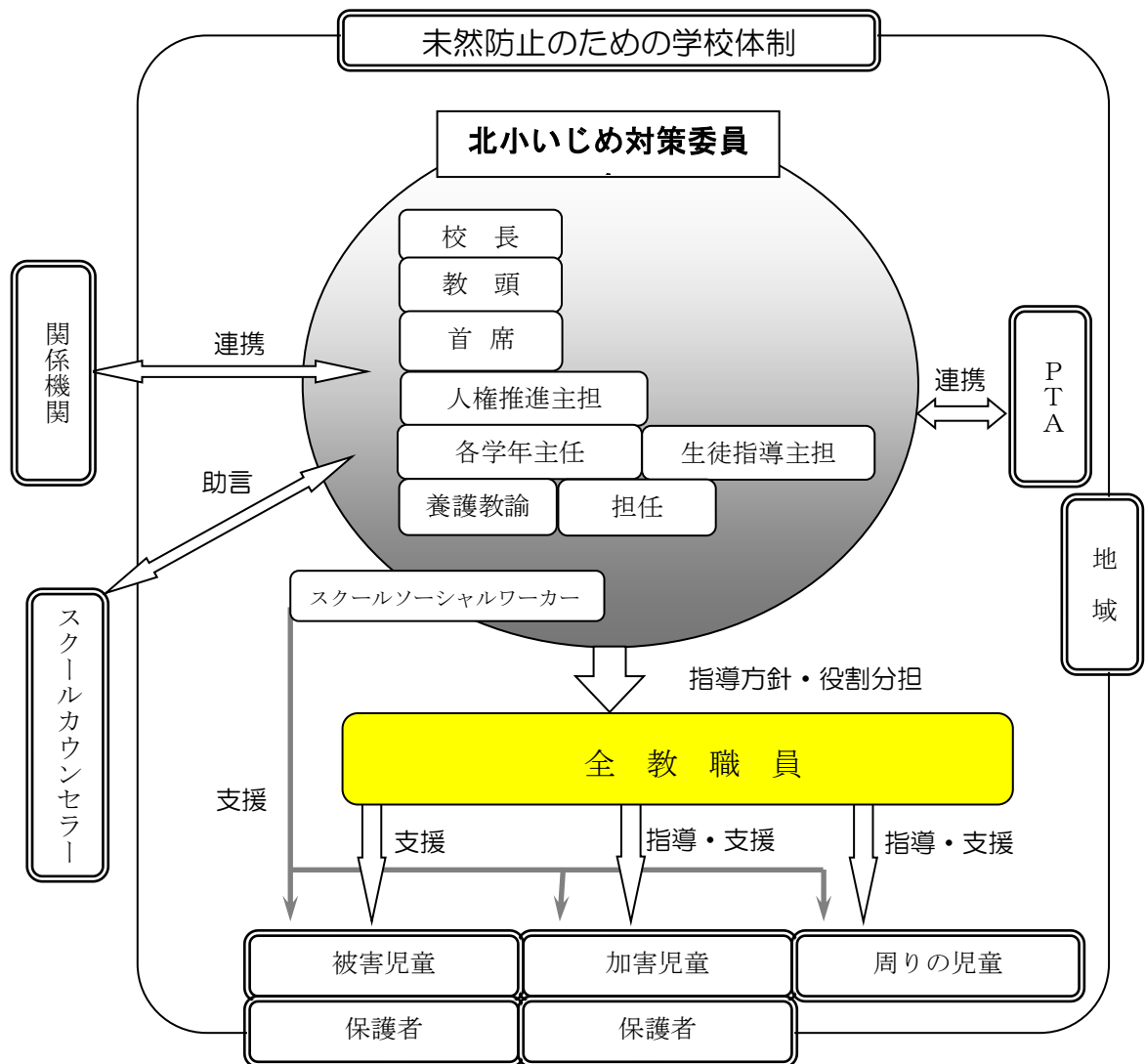
いじめ対策委員会は、各学期の終わりに年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



## 2 いじめの防止のための措置

### (1) いじめについての共通理解

平素からいじめについての共通理解を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童に対しても、児童朝会や学年集会等で校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを児童朝会での発表・劇や、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどの方法で指導する機会を設けていく。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことができるからである。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを研究推進委員会のもと、少人数指導の活動など連携しながら進めていく必要がある。また学級や学年、異年齢活動の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。家庭環境に起因する問題については、学校だけでなく校外の諸機関と連携し協力を仰ぐ必要もある。他には、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる方法を学ばせ、力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる必要がある。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、



認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

#### **(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む**

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組みを推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、児童会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えることや、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。定期的に児童の実態を把握するためのアンケートや、教員間のコミュニケーションシートを活用し、全ての児童の実態を把握することが重要である。

- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと
- ・教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有すること

### 2 いじめの早期発見

#### (1) 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目がつきにくい場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。小さな兆候であっても、早い段階からの確にかかわりを持つことが何より大切と考える。

そして、学校においては、定期的なアンケートの実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えなければならない。

#### (2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければならない。

### 3 いじめへの対処

#### (1) 事実関係の確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ(あるいはいじめの可能性)が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先である。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係諸機関で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切である。その上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行う。

学校では、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、学校の設置者や警察、福祉関係等との連携を含めた対応方針を決定し、組織として対応していく。

## (2)いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であるということを毅然とした姿勢で示すことが必要である。出席停止を含め、いじめた児童生徒には自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければならない。また、この際、大切なことはいじめた児童の保護者との連携である。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが必要である。

いじめた児童自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。

いじめた児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童との話し合いにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければならない。また、必要に応じて警察や福祉機関等との連携による指導も必要である。

## (3)集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童の中にも様々な思いをかかえている子どもたちがいる。いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければならない。はやしたてたり、おもしろがったりしている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童によっては、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題でなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

## 4 いじめの解消の定義

いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていないなければならない。

### (1)いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め士状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視しなければならない。

(2)被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は被害児童本人とその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

学校は、いじめが解消に至っていない場合では、被害児童を徹底時に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童および加害児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの命や身体または財産にかかわるような重大な事態が起こっている。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じる必要がある。

そのため、町及び町教育委員会、町立学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係諸機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

#### [重大事態の意味]

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○生命、心身又は財産にかかわる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) ・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

### 2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告する。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いのある事案に関する情報を共有し、その情報を基に、組織的に対応できるような体制をとる。

教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告、相談する。

事案に対応する際には、各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に報告する。また、報告すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確化しておく。

学校が主体となって調査を行う場合は、「いじめの防止等の対策のための組織(学校いじめ対策組織)」が調査をおこなう。

### 3 重大事態への対処

町教育委員会の指示、連携のもと、本基本方針の

#### 第3章 早期発見

##### 3 いじめへの対処

(1) 事実関係の確認し被害者のケアと安全確保を行う

(2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

(3) 集団全体の課題としてとらえる

として丁寧に対処していく。